

No	質問	回答	備考・その他
1	契約保証金について、電子契約の場合は電子保証が必須となりますでしょうか。	電子保証を選択するかどうかは事業者様の裁量によるため、必須ではありません。金融機関の保証書や現金で納付いただいても構いません。	電子保証については、東日本建設業保証株式会社にお問い合わせください。 0776-21-8686
2	一般競争入札の競争参加申請で過去の工事実績の証明に契約書の写しを添付するが電子契約となった場合、署名が署名パネルでしか確認出来ない為、PDFをそのまま添付すれば有効となるのでしょうか。	工事実績の証明において、署名の有無については問いません。	
3	紙での契約締結の際は、それに伴う書類(現場代理人等通知)なども提出していましたが、電子契約の場合は一緒に出来るのでしょうか。	契約前は現場代理人等通知のデータ(スキャン等したもの)をメールでご提出していただきます。契約後は同資料を紙で出力していただき、打合せ等の際に監督職員にご提出願います。	詳細は電子契約フロー、留意事項をご確認ください。
4	契約時に必要な書類一式もすべてメールにて提出が可能となるのでしょうか。現場代理人届等銀行保証のみの持参でいいのでしょうか。	契約前においては、基本的にすべてメールでのご提出となります。契約後においては、現場代理人等選定通知書や銀行保証の原本を発注課にご提出願います。	
5	落札後の電子契約利用申出書の申請は、毎回(物件ごと)必要ですか。	案件ごとに毎回必要です。	
6	アドビ以外のPDFリーダーにて電子契約書を開いた場合、不具合がありますか。	推奨環境は「Adobe Acrobat Reader 最新版」となります。そのため他のPDFソフトについて動作の保証はしておりません。	
7	契約内容に変更があった場合の対応について。	原契約が電子契約の場合のみ、変更契約も電子契約とすることができます。基本的な流れは原契約の際と変わりありません。変更契約の必要が生じた際は契約課もしくは経営管理課にお問い合わせください。	
8	当初契約が電子の場合、変更も電子になりますか。当初契約が紙の場合、変更契約も紙でしょうか。途中での変更(電子から紙、紙から電子)は可能でしょうか。		

No	質問	回答	備考・その他
9	クラウドサイン無料版を利用すれば、福井市の契約書が自動的に登録されるとのことだが、そちらに登録されているデータがあれば、電子帳簿保存法に対応した別システムは不応であると考えればよいか。	電子帳簿保存法の対応について、クラウドサインの有料プランを契約していない場合、下記の要件に関して個別対応がそれぞれ必要になります。 ①真実性の確保の要件 ②検索機能の確保の要件 詳細について下記URL先に記載しているのでご確認ください。 https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348	
10	業務によって、電子契約を希望しない事も可能でしょうか。	「紙契約」と「電子契約」のどちらにするかは事業者様に案件ごとにご選択いただけます。	
11	契約前のリサイクル書類のやり取り（課長確認印）も電子で手続きできるのでしょうか？	発注課の監督職員とメールでやり取りしていただきます。なお、課長印については、令和5年度から廃止となっております。	
12	銀行保証でも契約できますでしょうか。	銀行保証でも電子契約は可能ですが、保証書が電子化に対応していないため、メールでスキャンデータを確認させていただき、原本については後日、発注課にご提出していただきます。	
13	福井県も今後電子契約を導入するとかがえられるが、福井市と同じシステムを使用するよう働きかけを行っていただきたい。	システム事業者の選定については、各自自治体の規則等に則り決定することになります。電子契約全般については適宜、県と情報共有を図らせていただきます。	
14	決裁権のある人が申し込みをするということでしたが、社内で取り決めた人でよろしいでしょうか。（社長ではない社員が行うということ）	社内の取り決め（社内規程で定める等）で契約の決裁権を持つ方であればよいと考えます。	
15	電子契約利用申出書の確認者1と確認者2は両方記入する必要がありますか。	確認者1は必須となります。確認者2については社内規程等に基づき、必要に応じてご記入願います。確認者1と確認者2のアドレスは別のものである必要があるため、ご注意ください。なお、社内規程等で3名以上の確認者が必要な場合は、ご相談ください。 ※確認者2名以上設定された場合、全員の承認手続きを行うまでは契約手続きが完了しませんのでご注意ください。	